

建築基準法関連告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と国土交通省の考え方

案件名	寄せられたご意見の要旨	国土交通省の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件 ・耐火構造の構造方法を定める件 	
1	防火上問題ないと思われるポリマーセメントモルタルは付着力が比較的小さく、部位によって剥落等の危険性がある。	構造上問題ない補修材を本告示に従って選定した場合でも、防火上の性能は担保される必要があります。具体的には、耐火構造の例示仕様（H12-1399）において、鉄筋コンクリートと鉄骨鉄筋コンクリートのかぶり厚さについて「防火上支障のないものに限る」と規定することとし、当該補修の範囲について防火上支障がないと判断される程度の補修とするよう求めることとしました。このような判断基準を解説する資料を作成する。
2	ひび割れ等の部分的な補修によく用いられるエポキシ樹脂モルタルを使用できるようにすることが適当である。	ご指摘の軽微な補修はかぶり厚さの規定の対象外であって、適切な材料を用いていただくことが可能ですが、このような判断基準を解説する資料を作成する。
3	部材の見付面全体などの広範囲にわたる補修に告示で規定される材料を用いる場合を想定し、補修材の塗厚の制限を設けるべきである。	構造上は本告示（第五号）で構造耐力が著しく低下しない範囲の補修であればよく、範囲に関する制限は設けていません。なお、このような判断基準を解説する資料を作成する。
4	告示1399号の耐火構造例示仕様にかぶり厚さの規定を盛り込むことによって、不燃材料として認定されないポリマーセメントモルタルやエポキシ樹脂モルタルでかぶり厚さ不足を補修したものは除外されることとなりますが、耐火被覆等を設けてルートBまたはルートCで耐火性を確認すれば使用してよいのでしょうか。その場合の確認の方法として、耐火構造例示仕様の構造と比較すればよいのでしょうか。	防火上支障があるため告示の例示仕様に適合しない場合には、ルートCによる個別の建築物に対応した耐火性能の確認による大臣認定、または、部材ごとの耐火構造として的大臣認定を別途取得する必要がある。
5	品確法で必要かぶり厚さが規定されている場合において、本告示が適用された部材の取り扱いを明示するべきである。	品確法の劣化対策等級では、鉄筋コンクリート部材の設計及び配筋、施工誤差に関する規定があり、これを満足せず補修が必要な場合は、告示の規定を適用することはできない。（適切なコンクリートを用いた打ち直しによる補修としなければ品確法に適合するとは言えない。） なお、特に品確法の等級2及び等級3では、用いるセメ

案件名	寄せられたご意見の要旨	国土交通省の考え方
		<p>ント及びそれを用いた「コンクリートの」かぶり厚さに応じた分類をしていると考えられることから、新築段階で告示の規定によるポリマーセメントモルタル等の塗布を行う場合には、大臣の認定による性能評価を取得する必要がある。</p>
<p>建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件</p>		
1	<p>「増築又は改築する部分が、新たに珪素コンクリート等の既存部分に構造上影響を及ぼさない方法により設けられた場合にあつては、増築又は改築する部分以外の部分について『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に基づく建設省告示第2090号に定める基準、又は、特定行政庁が定める方法によって、地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。」としていただきたい。</p> <p>この理由として、 純住宅タイプの公営住宅については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造計画がシンプルであり、安全性が高い。 ・阪神・淡路大震災において、被害が僅少であった。 <p>ことから、珪素コンクリートにより増築部を切り離した場合の、エレベータ増築における既存部分の耐震上の安全性確認は、地震時の過大な変形や偏心、剛性バランスについて問題がないか等の方法を採用し、行っていきたいと考えている。</p> <p>エレベータの増築は高齢化社会対応に必要な工事であり、住民要望も多く、今後多くの設置を計画している。バリアフリー化促進のために、エレベータの増築においては基準を緩和できるよう、対応をお願いしたい。</p>	<p>本告示では、冒頭柱書きの部分で「ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。」という規定を設けている。よって、ご提案いただいた「特定行政庁が定める方法」についても、内容を適切に評価した上で、このただし書にて運用していくことも可能であると考えている。</p>